

九頭竜川パドリングスクール 会費規程

第1章 会費

(目的)

第1条 この規程は、九頭竜川パドリングスクール規約第4条の規定に基づき、入会費、月会費、ウェア代等に関し必要な事項を定める。

(入会金及び月謝)

第2条 会員は入会するとき入会費を納入し、毎月末に月会費を納入する。

- (1) 入会費 1,000円
- (2) スクールコース 月会費 3,000円(月3回実施)
- (3) 選手育成ユース 月会費 4,500円(月3回実施)
- (4) 体験コース 1時間 8,000円 (お一人1回。シカノバ)

2 ジュニア会員とは主にシカノバでの初級・中級スクールとし、ユース会員はナミノバでの上級スクールとする。

(経費)

第3条 ゼッケン、ビプスなど、チームで必要なウェア等が発生した場合、その都度請求を行う。

- 2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 個人装備や個人用ウェア代は個人負担とする。
- 4 試合参加費及び旅費等の一切は個人負担とする。

附則

- 1 この規程は、令和5年1月1日から実施する。